

ポイント及びプリペイドカードに
関する会計処理について

平成 20 年 6 月 18 日

金 融 庁

1. ポイントについての会計処理

(1) 会計基準等の状況

我が国においては、ポイントについて個別の会計処理の基準等は存在しておらず、ポイント発行企業は、企業会計原則等に則り会計処理をしている。

具体的な会計処理は、ポイント発行企業等の事業内容や、個別のポイントの性質や内容などにより異なっているが、実務上、大別すると以下のような会計処理が行われていると考えられる。

- ① ポイントを発行した時点で費用処理
- ② ポイントが使用された時点で費用処理するとともに、期末に未使用ポイント残高に対して過去の実績等を勘案して引当金計上
- ③ ポイントが使用された時点で費用処理（引当金計上しない）

近時は、ポイント制度が定着し、過去の実績データも蓄積してきたこと等により、上記のうち②の会計処理が多くなっており、例えば、未使用ポイント残高に対して、過去の使用実績等を勘案して、将来使用が見込まれる部分を適切に見積もり、当該部分を貸借対照表上引当金として負債に計上するとともに、損益計算書上費用に計上する会計処理を行っている。

(2) 期末に未使用ポイント残高に対して引当金計上する会計処理例（上記②の処理） （前提）

- ・ 1,000 円の商品を現金で販売し、10%（100 円分）のポイントを付与
- ・ ポイントは、当期に 40 円分が当社商品の購入に使用され、未使用残高については、過去の使用実績から、翌期以降に 50 円分の使用が見込まれる
- ・ 商品の原価率は 70%

ア) ポイント発行時点

ポイントについては特段の会計処理は行わない。

現金	1,000	売上高	1,000
売上原価*1	700	商品*1	700

*1 商品の販売額 1,000 円 × 商品の原価率 70% = 700 円

イ) ポイント使用時点

ポイント使用時点において費用処理。

売上原価*2	28	商品*2	28
--------	----	------	----

（又は販売促進費）

*2 利用ポイント 40 円分 × 商品の原価率 70% = 28 円

ウ) 期末

未使用残高について引当処理。

ポイント引当金繰入額*3	35	ポイント引当金*3	35
--------------	----	-----------	----

*3 翌期以降に使用見込のポイント 50 円分 × 商品の原価率 70% = 35 円

2. プリペイドカードについての会計処理

(1) 会計基準等の状況

我が国においては、プリペイドカードや同様の性格を有する「商品券」について個別の会計処理の基準等は存在しておらず、発行企業は企業会計原則等に則り会計処理をしている。

具体的な会計処理は、プリペイドカードの性質や内容などにより異なるため、一概には言えないが、一般的には、発行したプリペイドカードについては、貸借対照表上前受金等として負債に計上し、その使用に応じて売上を計上する会計処理が行われていると考えられる。

(2) 会計処理例

(前提)

- ・ 当期に券面額 1,000 円の商品券（プリペイドカード）を現金 1,000 円で販売
- ・ 商品券は、当期に 500 円分が当社商品の購入に使用された
- ・ 商品の原価率は 70%

ア) 商品券の発行時点

販売額で負債に計上。

現金	1,000	前受金（商品券）	1,000
----	-------	----------	-------

イ) 商品券の使用時点

商品券の使用に応じて売上計上。

前受金（商品券）	500	売上高	500
売上原価*1	350	商品*1	350

*1 商品の販売額 500 円 × 商品の原価率 70% = 350 円

ウ) 期末

特段の会計処理は要しない。

(仕訳なし)

【参考】長期未使用の商品券の取扱い

(前提)

- ・ 未使用の商品券の残高は 500 円
- ・ 商品券の発行後相当程度の期間が経過しており、将来の使用見込みの可能性が低いと判断

未使用の商品券について、将来の使用見込みの可能性が低いと判断した場合には、負債への計上を中止し、収益に計上。

前受金（商品券）	500	雑益	500
----------	-----	----	-----

また、負債計上を中止した後に、将来の使用見込みの可能性が高くなったと判断した場合には、将来使用が見込まれる部分を適切に見積もり、当該部分を貸借対照表上負債計上するとともに、損益計算書上費用計上。

商品券回収損引当	商品券回収損引当金
金繰入額	金繰入額
× ×	× ×

我が国における開示例

1. ポイント

(1) ヤフー株式会社 [2007年3月期有価証券報告書]

③ ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ [2007年3月期有価証券報告書]

(4) ポイントサービス引当金

将来の「ドコモポイントサービス」及び「ドコモプレミアムクラブ」の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

(3) 株式会社セブン&アイ・ホールディングス [2008年2月期有価証券報告書]

② 販売促進引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため当連結会計年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

なお、百貨店事業では、将来のお買物券発行費用発生に備えるため当連結会計年度末におけるポイント残高に対する将来のお買物券発行見積額のうち費用負担となる原価相当額を計上しております。

2. 商品券（プリペイドカード）

(1) 株式会社セブン&アイ・ホールディングス [2008年2月期有価証券報告書]

③ 商品券回収損引当金

一部の連結子会社が発行している商品券の未回収分について、一定期間経過後収益に計上したものに対する将来の回収に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

（会計方針の変更）

一部の連結子会社は、従来、当該会社が発行した商品券について、一定期間経過後負債計上を中止し収益計上してまいりましたが、当連結会計年度において「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取り扱い」（日本公認会計士協会平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号）が公表され、「負債計上を中止した項目に係る引当金」の考え方が整理されたことに伴い、収益計上後の回収により発生する損失に備えるため、商品券回収損引当金を計上する方法に変更しております。

なお、この変更により7,085百万円を「商品券回収損引当金繰入額」として特別損失に計上し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。

1. ポイントについての会計処理の国際比較

	日本基準	米国基準	国際会計基準
■ ポイントに関する会計基準等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別の会計基準等は存在しない。 ○ 一般的な会計基準等に則り会計処理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ EITF00-21「複数要素のある販売契約の会計処理」 ○ EITF00-22「ポイント及びその他の期間又は量に基づくセールス・インセンティブの会計処理」 ○ EITF01-9「売手が買手に与えた対価に関する会計処理」 	<ul style="list-style-type: none"> ○ IFRIC13「カスタマー・ロイヤリティ・プログラム」
■ 会計処理（例）			
発行時	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポイント発行の対象となる商品の販売額を売上に計上。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ポイント相当分については、発行時に会計処理を行わない。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポイント相当分については、将来使用が見込まれる部分について、売上から控除するとともに負債に計上、又は費用処理。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポイント相当分については、将来使用が見込まれる部分について、売上から控除するとともに負債に計上。
使用時	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポイント使用に応じて費用に計上。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ （ポイント発行時点、売上から控除していた場合、）ポイント使用に応じて売上に計上。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポイント使用に応じて売上に計上。
期末時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未使用残高について、将来使用が見込まれる部分を引当処理。 	なし	なし

（注）日本基準の会計処理（例）については、ポイントが使用された時点で費用処理するとともに、期末に未使用ポイント残高に対して過去の実績等を勘案して引当金計上する場合は記載している。

2. プリペイドカードについての会計処理の国際比較

	日本基準	米国基準	国際会計基準
■ プリペイドカードに関する会計基準等	○ 個別の会計基準等は存在しない。 ○ 一般的な会計基準等に則り会計処理（実務上は、商品券と同様の会計処理が行われているものと考えられる。）。	同左	同左
■会計処理（例）			
発行時	○ 商品券の販売対価を負債に計上。	同左	同左
使用时	○ 商品券の使用に応じて売上に計上。	同左	同左
期末時	○ 商品券の使用見込みの可能性が低いと判断した場合には、負債計上を中止し、収益に計上。	同左	同左

関係する会計基準及び法令

(参考1) 関係する会計基準

『企業会計原則』

第三 貸借対照表原則 四

(二) 負債

負債は、流動負債に属する負債と固定負債に属する負債とに区分しなければならない。仮受金、未決算等の勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適当な科目で表示しなければならない。〔注16〕

A 取引先との通常の商取引によって生じた支払手形、買掛金等の債務及び期限が一年以内に到来する債務は、流動負債に属するものとする。

引当金のうち、賞与引当金、工事補償引当金、修繕引当金のように、通常一年以内に使用される見込みのものは流動負債に属するものとする。〔注17〕

B 社債、長期借入金等の長期債務は、固定負債に属するものとする。

引当金のうち、退職給与引当金、特別修繕引当金のように、通常一年をこえて使用される見込みのものは、固定負債に属するものとする。〔注18〕

『企業会計原則注解』

〔注16〕 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について（貸借対照表原則四の(一)及び(二)）

受取手形、売掛金、前払金、支払手形、買掛金、前受金等の当該企業の主目的たる営業取引により発生した債権及び債務は、流動資産又は流動負債に属するものとする。ただし、これらの債権のうち、破産債権、更正債権及びこれに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものは、固定資産たる投資その他の資産に属するものとする。

前払費用については、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に費用となるものは、流動資産に属するものとし、一年をこえる期間を経て費用となるものは、投資その他の資産に属するものとする。未収収益は流動資産に属するものとし、未払費用及び前収収益は、流動負債に属するものとする。

〔注18〕 引当金について（貸借対照表原則四の(一)のDの一項、(二)のAの三項、及びBの二項）

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。

発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。

(参考2) 関係法令

『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』

(重要な会計方針の記載)

第八条の二 財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項(次条において「会計方針」という。)で次の各号に掲げる事項は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。

一～五 (略)

六 引当金の計上基準

七～十 (略)

(流動負債の範囲)

第四十七条 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。

一・二 (略)

三 前受金(受注工事、受注品等に対する前受金をいう。以下同じ。)

四 引当金(資産に係る引当金を除く。以下この目及び第三目において同じ。)。ただし、一年内に使用されないと認められるものを除く。

五 通常取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般取引慣行として発生後短期間に支払われるもの

六 その他の負債で一年内に支払又は返済されると認められるもの

(流動負債の区分表示)

第四十九条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

一～四 (略)

五 未払金

六～八 (略)

九 前受金

十 預り金。ただし、株主、役員又は従業員からの預り金を除く。

十一 (略)

十二 引当金

十三 その他

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもつて、別に掲記することを妨げない。

3 (略)

4 第一項第十二号の引当金は、修繕引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十条 前条第一項第十三号の負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(固定負債の範囲)

第五十一条 社債、長期借入金、関係会社からの長期借入金、引当金（第四十七条第四号に掲げる引当金を除く。）、負ののれん及びその他の負債で流動負債に属しないものは、固定負債に属するものとする。

(固定負債の区分表示)

第五十二条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一～五 (略)

六 引当金

七 (略)

八 その他

2 第四十九条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項第六号の引当金は、退職給付引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十三条 第五十二条第一項第八号の負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。